

～消費者被害情報～

～和牛預託商法の被害者をターゲットにした手口が増加中～

投資被害の回復を装った二次被害にご注意ください！

(平成26年5月14日)

相談事例 <「倒産した和牛預託商法の会社と合併した新会社の株主になれる」との封書が届いた>

以前、和牛預託商法に出資したが事業者が倒産し、損失を被ったことがある。

最近、見ず知らずの会社から「出資金を取り戻すことができる」、「和牛預託商法の会社を吸収合併して新たな会社が設立され、その会社の株をもらえる」などと記載された封書が届くようになった。

今月末日までに申し出をしないと権利が消滅するらしい。株主総会も開催されるとある。封筒の中には、自分の氏名や振込口座を記入するための用紙が入っていた。今後どうすればよいか。

被害を防ぐためには・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 倒産し清算が終了した会社が出資金を返還することはありません。騙されないで！

送られてきた文書に記載されていた和牛預託商法の会社はすでに清算が終了していました。そのような会社が出資金を返還したり、「吸収合併」されたりするようなこともありません。不審な郵便物や電話には、関わりあうことなく、対応せずに、無視しましょう。

★ 和牛預託商法の被害者の個人情報が悪用されていると思われます。二次被害に注意を！

和牛預託商法で被害に遭った人の名簿が流出し、このような郵便物が送られていると思われます。被害救済を装った二次被害に遭わないように、十分注意しましょう。

★ 未公開株・社債等の投資被害者にも似たような封書が送られています。

未公開株・社債等の投資被害者の名簿も流出しているようです。不審な郵便物・電話等があった場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口に相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。